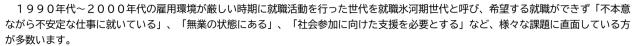
就職氷河期世代の方々への支援



就職氷河期世代の方々を対象とした、または就職氷河期世代の方々を含む求職者・事業主向けの支援についてぜひご活用ください。

1 求職者向け支援

支援対象者	事業名等	事業の内容	問い合わせ先		ホームページ
1 不安定な就労状態にある方	●相談窓口● ミドルエールコーナー 【MAXふくしま5階】	・専門の担当者が就職活動から定着 まで支援する。 ・就職氷河期世代向けの就職支援 ミナーや企業説明会を開催するほ か、心理カウンセリングや訓練コー スの案内も行う。	福島わかもの ハローワーク	024-529-6626	
《主な対象者》 ・不本意ながら非正規雇用で働く方 ・就職活動中の方 等	② 職場実習・体験事業	就労体験を通して業種・職種に対する理解を深めるため、概ね3日~2週間程度で、1日3時間から事業所の所定就労時間を超えない範囲で事業所の業務を体験する。	福島わかもの ハローワーク	024-529-6626	
	③ 求職者支援訓練	ハローワークで求職申し込みをして いる場合、無料で就職活動に必要と なる基礎的や実践的な能力・技能等 を習得することができる。	福島わかもの ハローワーク	024-529-6626	
	●相談窓口● ④ ふるさと福島就職情報センター (ジョブカフェふくしま) 【コラッセふくしま2階】	・相談員が個別就職相談のほか、求 人、企業情報の提供を行う。 ・就職氷河期世代向けの各種セミ ナーや研修プログラムを実施する。	福島県 雇用労政課	024-521-7290	
2 長期にわたり無業の状態にある方	① 地域若者サポートステーション	15~49歳までの働くことに悩みを抱えている方に対し、無料で相談や就職に役立つ講座や職場体験を行い、職場定着までを全面的にバックアップする。	福島県北・相双 地域若者 サポート ステーション	024-563-6222	
《主な対象者》 就業希望はあるが、「希望する仕事がありそうにない」等の理由で就職活動に至っていない方 等 ※②~⑤は生活困窮者対象	●相談窓口● ② 福島市・ハローワーク 一体的事業窓口	生活福祉課に来所した生活保護受給 者等のうち就労支援が必要な方に対 し、市窓口に常駐する就職支援ナビ ゲーター(ハローワーク職員)によ る個別支援を行う。	福島市 生活福祉課	024-525-3725	
	③ 自立相談支援事業	専門相談員が課題を整理したうえで 問題解決に向けたブランを作成し、 公的制度やサービスを活用しながら 問題解決に結びつける。	福島市 生活福祉課	024-525-3725	
	④ 住居確保給付金	離職等により住居を失った方等で受 給要件を満たした方に、求職活動を 行うこと等を条件に一定期間家賃相 当額を支給する。	福島市 生活福祉課	024-525-3725	
	⑤ 家計改善支援事業	税や公共料金に滞納がある方や借金による返済や債務整理に悩む方に対し、ファイナンシャルプランナーによる相談を行う。	福島市 生活福祉課	024-525-3725	
3 社会参加に向けた支援を必要とする方	① 引きこもり相談支援センター	社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有するひきこもり相談支援コーディネーターを中心に、地域における関係機関と連携して支援を行う。	福島県 ひきこもり 相談支援 センター	024-955-6203	
《主な対象者》 ・何年も自宅に閉じこもっていてかかわり方 ・がわからない方 ・社会復帰を目指したいがどうしたらよいか わからない方 等 ※③は生活困窮者対象	② 包括的支援体制整備事業	複雑・複合的な課題や問題を抱えている方の相談を受け、関係機関が連携して支援を行う。	福島市 共生社会推進課	024-572-3948	
	③ 就労準備支援事業	直ちに就労することが難しい方に対し、一般就労に向けた日常生活・社会自立・就労自立のための支援を無料で行う。	福島市生活福祉課	024-525-3725	

2 事業主向け支援

事業名	事業内容	問い合	わせ先	ホームページ
① 就職氷河期世代雇用促進奨励金	就職氷河期世代の方を正社員として雇い入れ、定着を図る県内企業に対し奨励金を支給する。 ・中小企業事業主 15万円 / 人・中小企業事業主以外 12.5万円 / 人 ※以下③の「特定求職者雇用開発助成金(就職氷河期世代安定雇用実現コース)」の支給決定を受けた事業主に限る。	福島県 雇用労政課	024-521-7290	
② トライアル雇用助成金 (一般トライアルコース)	安定的な就職が困難な求職者を一定期間(原則3ヶ月)試行雇用する場合に支給を受けることができる。 ・対象労働者 ①2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ②離職している期間が1年超の者 ③育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者 ④生年月日が1963年(昭和43年)4月2日以降の者でハローワーク等で担当者制による個別支援を受けている者 ⑤特別の配慮を要する者(生活保護受給者等) ・支給額 月額4万円	ハローワーク福島	024-534-4121	
③ 特定求職者雇用開発助成金 (就職氷河期世代安定雇用実現コース)	正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方(非正規雇用労働者である方も含む)を、正社員として雇い入れる場合に支給を受けることができる。 ・対象労働者 ①1968年(昭和43年)4月2日から1988年(昭和63年)4月1日までの間に生まれた者 ②雇入れ日前日から起算して過去5年間に正社員として雇用期間が通算1年以下の者 ③雇入れ日前日から起算して過去1年間正社員として雇用されていない者 ④ハローワークなどの紹介の時点で安定した職業についておらずハローワークなどで個別支援等の就労に向けた支援を受けている者 ⑤正規雇用労働者として雇用されることを希望している者 ・支給額対象労働者1人あたり計60(50)万円 ※6か月定着後:30(25)万円 ※1年定着後:30(25)万円 ※括弧内は中小企業以外	ハローワーク 福島	024-534-4121	
④ 人材開発支援助成金 (人材育成支援コース有期実習型訓練)	有期契約(非正規雇用)労働者を正社員に転換することを目的として、雇用型訓練(有期実習型訓練)を実施する場合に訓練経費や訓練時間中の賃金の一部等について支給を受けることができる。 ・対象労働者 ①企業での01Tと教育訓練機関などで行われる0ff-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること ②実施期間が2か月以上6か月以下であること ③総訓練時間が6か月当たりの時間数に換算して425時間以上であること ④総訓練時間に占める0JTの割合が1割以上9割以下であること ・支給額 ①経費助成:実費の70%(上限あり) ②資金助成:760円(380円) ③0JT実施助成:1人1コースあたり10万円(9万円) ※括弧内は中小企業以外 ※2は1人1時間あたりの額	ハローワーク 福島	024-534-4121	
⑤ <u>キャリアアップ助成金</u> <u>(正社員化コース)</u>	企業内の非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換等させた場合に支給を受けることができる。 ・対象労働者 ①事業主に雇用される期間が通算して6か月以上の有期契約労働者等 ②正規雇用労働者等として雇用することを約して雇い入れられた有期 契約労働者等でないこと。 など ・支給額 対象労働者 1 人あたり ①有期→正規:80万円(60万円) ②無期→正規:40万円(30万円) ※括弧内は中小企業以外	ハローワーク 福島	024-534-4121	